

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の 解除を受けた市長コメント

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」については、本日、政府において、首都圏の1都3県及び北海道の解除が決定され、全面解除となりました。このことは、これまで、市民の皆様、事業者の皆様、医療従事者の皆様のご理解、ご協力によるものであり、全ての方々に心より感謝を申し上げます。

本市では、4月までに74人の新規感染者が発生しましたが、3,000件を超えるPCR検査や積極的な疫学調査など医療従事者の皆様の献身的なご尽力と、市民、そして事業者の皆様のご理解とご協力により、5月に入り、これまで感染者は4人ととどまり、感染された方の85%にあたる68人が既に回復しております。

本日の宣言解除を皮切りに、今後は、感染防止対策と経済社会活動の両立を行う、新たなステージを迎えることとなります。

市民の皆様におかれましては、これまでの「徹底した外出の自粛」から、国が示す「新しい生活様式」による感染防止対策をお願いするとともに、事業者の皆様につきましては、今後は、感染防止対策を前提として段階的に経済活動が再開されてまいります。

緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルスへの感染リスクが無くなったわけではありません。医療従事者の皆様につきましては、今もなお市民の命を守るべくご尽力いただいております、緊張の中にあります。

このような状況の中、本市といたしましては、引き続き国や県、医療機関と連携を図りながら、今後の感染状況などを注意深く見守り、情勢の変化を的確に捉え対応してまいります。

また、市公共施設や市主催イベントの再開時期につきましても、相模原市対策本部会議において、しっかりと議論してまいります。

市民の皆様には、今後も、ご不便をおかけすることもあるかもしれませんが

が、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、また、第2波、第3波を起
こさないためにも、引き続きご理解とご協力をいただきますよう、よろしく
お願いいたします。

最後になりますが、感染された方の一日も早い回復をお祈りするととも
に、その方やご家族等に対する人権と個人情報の保護にもご配慮をいただ
きますよう、お願いいたします。

令和2年5月25日

相模原市長 本村 賢太郎

(問い合わせ先) 担当 緊急対策課 電話 042-707-7044
